

「暴風警報」「大雨警報」等発表時の取扱いについて

名古屋市東生涯学習センター

※この案内は、受講者様が講座受講の当日、自宅または受講への途上にあるとき、下記のような事態になった際の判断材料としてご利用ください。

1. 次の場合、講座は中止または延期になります。

(1) 講座の開始2時間前の時点で、名古屋市全域に

- ① 「暴風警報」「暴風特別警報」「暴風雪警報」「暴風雪特別警報」が発表されている場合。
- ② 東海地震の発生に関する注意情報が発表されている場合、または警戒宣言が発令されている場合。
- ③ 震度5強以上の地震が発生した場合。
- ④ その他災害等のため事業を実施することが適当でないと認められる場合。

(2) 講座の開始2時間前から終了時間までの間に、(1)のような事態になった場合。

※講座開始の2時間前とは

- ア 午前の講座：午前8時の時点
- イ 午後の講座：午前11時30分の時点
- ウ 夜間の講座：午後4時30分の時点

2. 次の場合は、上記の1(1)及び(2)の時点で、講座を中止または延期することがあります。当センターまでお問い合わせください。

(1) 名古屋市全域に

- ①大雨警報（浸水害）②大雨警報（土砂災害）③洪水警報 ④高潮警報 ⑤大雨特別警報（浸水害） ⑥大雨特別警報（土砂災害） ⑦高潮特別警報のいずれかが発表されている場合。

(2) 災害等のため事業を実施することが適当でないと認められる場合。

【問い合わせ先】名古屋市東生涯学習センター

名古屋市東区葵一丁目3-21

電話 (052) 932-4881

FAX (052) 932-4882